

財務省告示第三百十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条の二第一項の規定に基づき、平成十九年九月二十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年九月二十一日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
利付国庫債券（五年）（第六十六回）	平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に關する法律（平成十九年法律第二十五号）第二十一条及び特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条	社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機關は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額	うち、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例に關する法律第二条第一項の規定に基づき発行する利付国債に關する法律第五万三千九百五十億、額面金額で四百億円

六 払込金額  
 七 最低額面金額  
 八 振替単位  
 九 発行日  
 十 募集の価格  
 十一 利率  
 十二 経過利子の払込み

利付国債については、額面金額  
 で四億八千三十五万円  
 四百一億四千四百万円  
 五万円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金額  
 の整数倍の金額によるものと  
 する。

平成十九年九月二十五日  
 額面金額百円につき百円三十六

銭 年一・一パーセント

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金  
 額に加え、次の算式により算  
 出した金額を第十九号に規定  
 する期日に払い込むものとす  
 る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子  
 に係る所得税が源泉徴収さ  
 れるものとして振替口座簿  
 中の口座に記載又は記録さ  
 れるものについては、前記  
 の算式により算出した金額  
 から当該金額に百分の二十  
 を乗じた金額（ただし、当該  
 国債を発行時において取得  
 する者が非居住者又は外国  
 法人である場合には、前記  
 (一)

十三 初期利子

の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国税人が適用を受けるとして、税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十四年九月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元金支

日本銀行

十八 払集期間

平成十九年九月十四日から平成十九年九月十八日まで

十九 払込期日

平成十九年九月二十五日